

第 30 回神奈川県都市農業推進審議会 議事録

平成 30 年 7 月 20 日（金）

—開会—

（農政課長）

安藤会長に議事進行をお願いします。安藤会長よろしくをお願いします。

（安藤会長）

それでは、事務局から本日の進行予定についてご説明お願いいたします。

（農政課長）

それでは、簡単にご説明いたします。

傍聴希望者がいる場合は、本審議会は公開とされておりますので、傍聴者の入室について決定をお願いいたします。次に、事務局から「平成 30 年度農政予算の概要」についてご報告いたします。

その後、審議事項に入っていただきますが、初めに事務局から「指針で数値目標を設定した各項目の進捗状況等」についてご説明した後、ご審議いただきます。その次に、同様に事務局から「神奈川県都市農業推進条例の改正の基本的考え方」についてご説明しますので、その後、再度ご審議をお願いいたします。

本日の進行については以上です。よろしくをお願いいたします。

（安藤会長）

本日の審議会の傍聴については、傍聴要領に基づき公開することといたします。本日は傍聴希望者はいらっしゃいますか。

（農政課長）

本日は傍聴希望者はございません。

—議事（報告）—

（安藤会長）

わかりました。それでは進めたいと思います。最初に、報告事項に移らせていただきたいと思います。「平成 30 年度の農政予算の概要」について、事務局から報告をお願いします。

（事務局）

～農業企画グループリーダーより「平成 30 年度農政予算の概要について（資料 1）」に基づいて説明～

（安藤会長）

ありがとうございます。神奈川県農林水産予算の全容がここに記されています。「新」というのが新しく財務当局と交渉して獲得した目玉ということになると思うのですが、皆様の方から何か質問とか、これはどうなんだということ

があれば出していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

よろしいですか。この後の審議事項の中で、こうした予算や政策がどう意味を持ち得るか、そのあたりが議論の課題になってくるかと思います。次に進めてよろしいでしょうか。

それでは、審議事項に入ります。最初に「指針で数値目標を設定した各項目の進捗状況等」について、資料の説明を事務局からお願いします。

(事務局)

～農業企画グループリーダーより「指針で数値目標を設定した各項目の進捗状況等について（資料2）」に基づいて説明～

(安藤会長)

ありがとうございました。まず数値目標について、30分程度議論させていただきます。若干の補足ですが、指針の施策の方向が3つあるということです。一つ目が「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」をしていきたいと思います。ということで、そのために3つの数値目標の項目が立てられています。この3つを達成すれば、施策の方向1の達成ができるという組み立てになっています。「マーケット・イン」、「新しい商品の開発やブランド」、「販売金額」という、この3つがこの施策を構成しています。先ほどの予算や政策はそれを進めるための財政的な措置という関係になっているということです。資料の太線で囲われている「昨年度実績値」と、その左側にある「単年度目標値」を比べると、どれだけ実績が達成されているかということがわかります。それから最終目標値に向けてどれくらいの達成率となっているか。その場合には昨年度実績値の中の下欄にある括弧の数値と最終目標値とを比べて見ていけばよろしいという理解でよろしいですね。それから、施策の方向の二つ目ですが、「安定的な農業生産と次世代への継承」のためには新しく人に入ってきてもらわなければならないということで新規参入者が重要となります。特に女性に頑張ってもらい必要も特に出てきています。女性は新しい発想で何かしてくれるということも多いようです。それから、認定農業者というのは、他の産業に勤めているのと、同程度の所得を農業で稼いでいる農業経営者ですが、そういう人たちに農地を集めて農地を守ってもらうということです。あまり数値や実績は上がっておりませんが、これは神奈川の事情もあるようです。それから3,000万円以上の販売金額を上げているような経営が増えていけば、そうした農業経営は儲かっているのだから後継者も残るだろうということです。このような4本柱ですね。これによって安定的な農業生産をして次世代の後継者を確保していきましょうということになっております。そこに例えば、先ほどの予算のトップ経営体の育成の予算などが意味を持つてくるということになっています。それから、施策の方向の三番目が「環境と共存する農業」ですが、2つ目標を掲げてい

ます。1つ目が地域資源をみんなで維持していきましょうという取組みを広げましょうというものです。もう一つは環境と関わってくると思いますが、有機農業ないしはエコファーマーを取得している人の数を増やしていきましょうというものです。そういうことでそれぞれ違う目標であります、トータルとしてみると、農業生産額を増やして農地を守り、そして、健康に良いものを作って、皆さん幸せになりましょうという仕組みになっていると思います。今、皆さんからご意見いただきたいのは、この昨年度実績値に対して、単年度目標値、去年の目標として掲げた数値とそれから最終目標値との関係で今のままでいいかどうか。それから、うまくいっていない、あるいはうまくいってる場合でも、こういうことを実施したのでこういう結果が出てるという昨年度実施した取組みを踏まえて、反省なりあるいはそれを伸ばしていくためには今年度こういうことを新たにやっていますということを示した資料になっています。そのように読んでいただいて、もう少しここはこういうことも考えられるのではないかとか、昨年度はここがちょっと良くなかったのではないかとか、あるいはこれが落ちてますよとか、そうしたことをそれぞれの専門の立場からご発言いただければということになります。いきなり資料2を見てもなかなかわからないかもしれません。項目の分だけ細かく分かれて、課が作られていますから、そのことしか考えていない仕組みに、役所はどうしてもなります。霞が関はその典型ですけども、他の課がやっていることはどうでもいいみたいなどころがあるのですが、それでは困るので、そうした問題点を含めて指摘していただければと思っております。いかがでしょうか。最初にマーケット・インなど施策の方向1の方からいきましようか。こちらの項目はどちらかという消費流通関係の方からご意見いただいた方がいいのではないかと思いますので、どうでしょうか。

(古谷委員)

「マーケット・インの発想による新たな契約数」についてですが、この数値を見ますと、かなり順調に目標達成されているという認識でよろしいのでしょうか。特に昨年度の目標が5件増加に対して、実績値が14件の増加ということですが、昨年度実施した取組みというのがマニュアルを作って配布したということと、マッチング商談会で実需者にマニュアルを配布したとか色々ありますけれども、何が一番効果が出たのでしょうか。具体的に教えていただければと思います。

(農業振興課長)

この事業自体は当初、委託ということで民間の事業者にも県内の農家の希望や飲食店、スーパー、販売店など広く要望をとってもらって、その事業者がマッチングをしていたということで進めておりました。その取組みの結果としてマニュアルを作ったということで、今は業者委託はございませんので、我々はそのマ

マニュアルを周知する中で民間の方にこういった取組みを促していくという状況で、これは非常に限られた数字なんですけれども、アンケートを取りながら事例を取りまとめているということでございまして、他にも事例はありますけれども、我々が捉えられる中では成果が上がってきているという状況であります。

(古谷委員)

それはマニュアルがすごくいいということですか。

(農業振興課長)

先日、今年度の研修会でマニュアルの説明や、他県の事例講演も行っております。その中では、JAの方もマーケット・インということで動いていただいています。その事例報告において、全農の方からも講演をいただき、加工業者から県産のラッキョウを使いたいという需要が上がっており、全農がその要望に答え、いくつかの農協から生産の了解をいただいたということです。農業者団体の方もマーケット・インが重要だということで動きを加速していたことが大きいのかと考えております。

(古谷委員)

マニュアル作りと配布を手掛かりに、実需者や農業者、その関連の団体も、マーケット・インで契約を取っていきこうという機運がどんどん広がり、それが成果に表れているという解釈でよろしいでしょうか。

(農業振興課長)

はい、そのような流れになっています。

(安藤会長)

全農からのご意見はいかがでしょうか。

(根倉委員)

マニュアルの配布もそうですけども、ここに書いてあるマッチング商談会というのは私共JAグループと県との共催という形で3年くらいやらせていただいています。そのなかでは、マッチング商談会にあわせたプレゼン、要は生産者側の方のプレゼンの仕方とかも研修のプログラムに入っていて、応募していただいた方にはどうやって実需の方に売込んでいくのか、というのも研修のプログラムの中に入れさせてもらっています。そういう意味では、農業者の方とか6次産業をやっている方とかが、そういったところで販売をしていく手法とかも身に付けてきていただいていると思います。

それともう一点、ラッキョウの話が農業振興課長から出ましたけども、マッチング商談会を経ながらこういった加工業務用の野菜が欲しいという実需があった時に、各農協や生産者の方にフィードバックして、どういったところでどのくらい物が作れますというのを取りまとめたのが今回のラッキョウの取扱いなんです。実需の方も加工業者から話を聞いて、各農協や生産者の方に投げかけて、

8つのJAで今はまだ1.2haぐらいで、現在収穫が終わりまして、20～30トンくらい、売り上げとするとまだ350万円くらいですけども、実需側からは10haぐらいあっても十分処理できるという話も伺っているので、取組みも本格化しているということで実績が出ていると思います。

ただ、昨年度までの累計の49件は実際には過去の累積なので、その中で単年度の取組みや、もう少し変えなければいけないものとか、契約が止まっているものの中には入っていますが、マッチング商談会等でプラスアルファになるような取組みを少しずつ県と連携しながらできてきていると考え、私共の事業として取り組んでいます。

(安藤会長)

ありがとうございました。施策の方向1についていかがでしょうか。

(二宮副会長)

私もよろしいでしょうか。副会長という立場ですが、お尋ねいたします。施策の方向1の最初の表現が「県民ニーズに応じた」となっていますが、農協はプロダクトアウトということですとずっとやってきましたが、作ってきたものをどう売るんだというのが、過去の反省としてあります。そこで需要に応じたものを生産していくということでマーケット・インを進めることは良いことですが、施策の方向1の「県民ニーズに応じた」というバックグラウンドについて、この県民ニーズはどのように把握をされて、それに対する進捗状況がどうか、というのはどうなのでしょう。説明いただければと思います。

(農業振興課長)

農業振興課の事業の関係ですと、委託業者から流通業者を介していることと、直接、県民というのは広く飲食店を含んで考えていただければいいのですが、飲食店さんの要望などを捉えて取引されているということでございます。さらに大型直売センターなどでは取引先の方からアンケートを常にとりつけて新しい要望も受け止めて、マッチングに繋げているというようなことも取り組まれております。

(二宮副会長)

農協サイドとして、マーケット・インが非常に重要だと思っていますので、そういうところを基本に施策を進めていただければと思うのですが、県民ニーズに応じた取組みとして、市場の立場として山田委員の方からどうお考えなのかお聞きしたい。

(山田委員)

ざっくりとしているので、実際に県民ニーズがどうだということはちょっと答えるのは難しいですが、我々市場としましても実需者の方のニーズを色々と捉えておりまして、県内でありましたら、産地が近いということであったり、距

離が短いので新鮮だとか、そういったニーズが非常に多いということで、我々としてはお客様にすぐに供給できる流通に取り組んでおります。ただ、実需者が業者など、色々とありますけれども、本来の県民の方々はやはり地産地消を求めている方が多いと思いますので、その辺りをどう入れ込んで生産物を作っていくかということを抑えていかないと今後の継続は厳しく、ただ単に言葉だけで終わってしまうという気がしております。

ただ、今までプロダクト側、農協も生産者も多かったという話がありましたが、あまりこのマーケット・インばかりに執着し過ぎてしまうと、生産者が本当に儲かるかと言うと実はそうではないと思っています。その土地土地で、時期によって作れるものというのが農産物はしっかりとありますので、そこをもう少し生産者側が発信していかないと、その上で県民の皆さんにご理解いただいて、今この時期はこれが美味しいから食べてもらいましょうということに合わせてアピールしていかないと、マーケット・インだけをやってしまうと、先ずぼみになってしまうのではということを感じております。

いずれにしても、この取組みは大事なことでありますので、一緒に色々マーケット・インとプロダクトアウトをどう併用していくかを考えながらやることが大事だと感じております。

(安藤会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。吉岡委員よろしく申し上げます。

(吉岡委員)

私は普段、管理栄養士の養成をしている中で食行動や食生活という消費者側の観点に立っています。そういった中で以前この会議でも県民ニーズは何かというようなことが恐らく議論になったことがあって、県民ニーズに応じているかどうかをどう評価しているのかという視点が少し施策の中には見えにくいところがあったかと思うので、それはあくまでも消費をする生活者の視点で何を求めているのかということと、生産者側がどんな思いで生産しているのか、それをどう繋ぐ必要があるのかというところがあったかと思うので、何かそういう言葉が評価の枠組に入ってきたり、今年度の取組みの計画の中に少しでも入ってくるといいと、前回から思っているところです。実際にそこを繋げていく一つの方向性として、例えば二つ目の目標の販路拡大の成果があった。これは今回5件というのが出ているのですが、何をもって「5」というのが出てきたのかというのが質問の一つ目になります。右側を見ますと、実績評価としてはこういうことを行ったとあるのですが、こういうことを行なうことによって具体的にどのくらい拡大し数字に繋がったのかというあたりを教えていただきたい。

(安藤会長)

よろしいですか、成果指標の作り方について、どのような視点から作成された

ということでしょうか。

(畜産課長)

畜産については、平成 26 年度から出口戦略に取り組んでいまして、その中で成果を見ています。ご案内のとおり神奈川県の場合は、消費地が近いということで、それが神奈川で畜産をやっていく上での強みということですが、ただ 900 万人という膨大な県民がいるので、県産畜産物を作っている存在が埋れている実態がある中で、消費者に県産畜産物の魅力を伝えて、価格面での評価も高めて、生産者の努力が販売価格に反映されるような儲かる畜産を目指そうということで、県と畜産関係団体が一丸となって、かながわ畜産ブランド推進協議会を平成 26 年度から立ち上げて、県産畜産物の知名度の向上や、販路拡大に繋がるような取組み、例えば知名度向上イベントや畜産物の商談会などをかながわ畜産ブランド推進協議会として展開しています。こういう取組みの結果として、商談が成立しましたものや、飲食店がこの知名度向上イベントを通じて、この商品を取扱いたいなど、かながわ畜産ブランド推進協議会の取組みが直接的なトリガーとなって、新たな成約などがあつた場合にこれを成果として、ピックアップしていくというような仕組みでございます。

(吉岡委員)

ありがとうございます。そうすると、逆に 5 件しかないのかと思ってしまうのですが、5 件の内訳と言いますか、この取組みをしたらこの時に何件新しい店舗さんが販路拡大に繋がったという内訳があると、より重みが出ると思います。そこはあるのでしょうか。

(畜産課長)

この中でいきますと、例えばかながわ鶏というものがございまして。これは鶏卵を販売している養鶏農場が鶏卵の直売所を持っており、消費者の方から鶏肉も買えないのかというニーズがあつて、そういう消費者の声を養鶏農家が吸上げて、是非神奈川独自の鶏肉、肉用鶏を作りたいというニーズを踏まえてかながわ鶏が、平成 28 年度に誕生したのです。その新しく誕生したかながわ鶏を色々な PR をしながら、飲食店等に PR していった結果として、飲食店が取扱いますということになった場合にこれが一つとしてカウントされるのですが、これはあくまでもかながわ鶏という一つのブランドにつき 1 件ということですので、例えばかながわ鶏を 10 軒の飲食店が取扱うことになっても件数としては 1 件です。したがって、5 件と大変少ないように見えるのですが、そういう仕組みで作っています。

(吉岡委員)

すみません、少し長くなってしまうのですが、たまたまこの会議で伊勢原の地ミルクのプロジェクトに関わらせていただくことができ、うちの大学と連携

して取組みを始めさせていただくことができました。地ミルクができた当初は売上げも良かったけれども、やはり頭打ちになってきて、少し売上げも落ちてきてしまったという中で、プロジェクトメンバーの方々もどうしたら販路拡大ができるのかアイデアがなかなか厳しく、大学と一緒にできないかということで、実際には消費者の方と行政の方と地ミルクプロジェクトの方とそれから伊勢原市の飲食店の方でご協力いただける方、観光の方も一緒ですが、コンテストをすることになりまして、地ミルクを使ったスイーツレシピコンテストをまずは学内ですが行いまして、これから今募集中なんですけども11月にそのコンテストのスイーツが出来上がったら伊勢原でPRをしていく。同時に食べ物はなくなってしまうので、誕生秘話を学生と一緒に食育教材として絵本を作って一緒に提供していくことで、生活者の中に浸透させていきたいという取組みを始めました。その本を使って、来年度は小学校や保育園で食育の授業に展開していったら、牛も酪農家の石井牧場さんとか荒井牧場さんが連れてきてくださるということになりまして、今年は本学の高等部や中学部に牛を連れて来てもらい、出来上がった本とともに生産者の声を広げていく、家庭で広げていくってところまでになりました。去年連れていっていただいたお陰ですけども、そういう地道な販路拡大のようなことも県民ニーズに応じていることの一部に加えていただけるような視点があるとありがたいということを感じているところです。それが繋がってくると、本当に施策の方向1として生産者と消費者がすごく近いところにある神奈川らしさが出せると、トライアルなんですけど何か良いご報告ができれば嬉しいと思っています。

(安藤会長)

ありがとうございます。そうした新しい発想を、次年度以降に予算と新しい事業に反映できるとよいと思います。施策の方向1に議論が集中してしまいましたが、施策の方向1でも構いませんが、施策の方向2ないしは施策の方向3も含めて、ご意見をいただきたいと思います。後継者の育成あるいは、担い手、女性の農業への参画、そうしたことを含めて、いかがでしょうか。坂本委員、お願いいたします。

(坂本委員)

施策の方向2で、「認定農業者等への農地集積率」ということで、19%というのは全国的に見ても厳しい数値だと思います。農林水産省では、集積率の度合いを、集積が進んでいないところが赤で、だんだん寒色系となるような地図を県別に作っておりまして、神奈川県下は三浦半島を除いて真っ赤という状態です。私共の施策で、農地中間管理機構のお話で恐縮ではありますが、今年度の取組み計画のところで「農地中間管理機構の体制強化を図り」とありますが、具体的にはどのようなことをお考えなのかと言うのが一点目。



もう一点は先ほどお話をされておりました新規就農者の関係なんですが、特に新規就農者の女性割合で昨年度実施した取組みとしては、日本大学や東京農業大学の学生を対象とした就農セミナーとなっておりますが、今年度も大学生等の学生を対象とした就農PRを実施ということになっております。私が今まで色んな新規就農者の方とお話しをされていて、意外と農学部以外のキャリアを持って就農されている方が多いということもありました。昨年度は農学部がある大学ということですが、今年度の取組計画としてはどういったところを対象として考えているのかという二点お願いします。

(安藤会長)

ありがとうございます。事務局から回答はありますでしょうか。

(農地課長)

農地課から一つ目の農地中間管理機構の体制強化についてお答えさせていただきます。神奈川県では神奈川県農業公社という団体が農地中間管理機構の指定を受けて農地中間管理事業を実施しているところでございます。農業公社の行っている事業は、一つが農地中間管理事業、もう一つが農地の売買事業であります。その事業に係る経費ですけれども、農地中間管理事業につきましては、国と県から100%の補助金を支出することとなっております、もともと国が100%でしたが、昨年からは7割になってしまい、3割を県が負担しているところですが、収入見合いの補助金ということで、農地中間管理事業でいくら貸し借りをやったとしても、農業公社自体の収益とはならないのです。使ったお金だけ貰えるということです。農業公社の収入源はもう一つの農地の売買事業で、農地を売る人と買う人から、その売買価格の4%ずつを手数料という形で徴収することにより、農業公社としての唯一の収益源となるわけです。農地中間管理事業が開始されるまで農業公社は売買事業をメインとして実施していて、貸し借りは売買の農地保有合理化事業として行っていて、多少赤字が出ていましたが、経営的にはそれほどひどい状況ではありませんでしたけれども、平成26年から農地中間管理事業が始まりますと、人手が5～6人しか農業公社におりませんので、農地中間管理事業に人手を割いていかざるを得ない状況になりました。売買事業の方はそれまでは年間で3haから4haの実績があつて、手数料収入がありましたけれども、農地中間管理事業が始まってからの一昨年と昨年は1ha程度になっており、ほとんど売買の方に手が回らない状態になってしまっていて、経営的に非常に厳しい状況にあります。農業公社がもし潰れてしまったら、農地中間管理事業をやる組織がなくなってしまうので、今年度から売買事業に係る経費の一部を県が支援していくこととしています。県としても農業公社の体制を強化していかないと農地中間管理事業も売買事業もうまくいかないという意味合いで、「体制強化」という言葉を使わせていただいています。

(安藤会長)

もう一つの点についてはいかがですか。

(農業振興課長)

女性の就農の関係でお答えします。神奈川県内に日大と東京農大の農学部があるということで、以前から連携していた関係もあり、そういった話をしたところ、比較的学生も集まるということで、今年も実施は両校と考えております。ただ、もちろん広く他の学部も可能性はあると思いますので、女性の農業体験研修やバスツアーを今後広く PR していきます。それと同時に、参加頂いている方には次のステップとしては、「かながわ農業アカデミーの就農支援ワンストップサービス」はどの学生でもご利用できるものとなっておりますので、個別の相談ということで対応していきたいと思っています。

(安藤会長)

よろしいでしょうか。いかがでしょうか。石川委員どうぞ。

(石川委員)

先日、根府川の農業試験場でキウイフルーツとオリーブと湘南ゴールドのお話を聞きに行っただけですが、湘南ゴールドは台木を変えてヒリュウ台で試験をやっているそうです。オリーブについては、地中海気候とは異なるので生育が遅いそうです。湘南ゴールドは 100 トンに達成したと言っていました。ピューレとかジュースになっておりまして、ジュースの方は欲しい人がたくさんいてうまくいっているみたいです。LL サイズの大きい果実を作りたいということですが生産者が少なく、剪定作業が大変なのでなかなか大きな果実はできないというようなことを話されていました。一般の消費者に湘南ゴールドがそんなにいきわたっていない。スーパーなどでまだあまり売られていない。生産者側が増えて、そして一般の消費者にも回るようになったらいいと思いますけども、小田原周辺だけでは無理なのかなと考えています。今度は 8 月 1 日に三浦半島でダイコンとキャベツの話があるということでそれにも行ってみたいと思っています。以上です。

(安藤会長)

新しい品種や、広めたい作目をどうやってブランド化して、あるいは生産量を増やして伸ばして行こうかという、このあたりの支援体制はいかがでしょう。

(農政課長)

今、いくつかお話をいただきましたが、まずはオリーブの関係ですが、相模湾沿いの二宮町がミカンの代替として広めていこうとかなり力を入れて始められています。根府川の試験場におきましては、神奈川の気候風土に合ったオリーブの品種選定を行っているところです。

湘南ゴールドですが、お話にありましたとおり、平成 28 年産は 100 トンを超

えました。ただ、この春に出荷・販売された平成 29 年産については、冬の低温によって凍霜害が発生し、生産量は 60 トン程度と 6 割くらいに下がってしまったという状況です。

県で育成した品種で、県西地域を中心に普及してきたということで、生産、PR 販売について、かなり力を入れているところです。改めて、安定的な生産出荷が、一つの課題となってきたのではないかと考えておりますので、良いものが継続して安定的に出荷販売できるよう、取組みについては試験場、それから指導機関もございますので、JA、生産者の方と連携して取り組んでいきたいと思っております。

(安藤会長)

このあと条例の説明に時間が掛かりそうなので、大変恐縮ですが、この評価の審議については、また条例のところで県の施策をどういう方向に持っていくか、そのための数値的根拠になってきますので、その時に併せて議論していただければと思います。

続きまして、神奈川県都市農業推進条例の改正の基本的考え方について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局)

～農政課長より「神奈川県都市農業推進条例の基本的考え方について(資料 3 及び参考資料 1・2)」に基づいて説明～

(安藤会長)

ありがとうございます。条例を改正するということですね。そうすると、今、皆さんのお手元にあります神奈川県都市農業推進条例を見直すというか、修正していくということになると思います。参考資料 2 を見ると分かりやすいかもしれませんが、この条例の基本的な施策があり、指針でそれを 3 つにまとめてそれに対してどういう事業が位置づけられているか、これを見れば、神奈川県農政の全体像が一望できることになります。

条例の改正に向けた最初の審議ということなので、神奈川県のこうした農政の推進方向について、なかなか難しい問題なのですけれども、今回の改正のきっかけとなった生産緑地制度の改正や税制の問題も絡んできますが、それだけではなくこれまでの取組等含めて、皆様からのご意見やご質問を必ず一言ずついただきたいと思います。順番の指定はしませんけれども、ご発言お願いできればと思います。いかがでしょうか。

(梅津委員)

厚木市の梅津ですが、今の説明の条例の改正の部分について、理念として定めるということですが、定める地区に白地を除いた理由というのをお聞かせ願いたい。厚木市が特殊なのかもしれませんが、第一種農地であっても青地にしてい

ないところがございまして、第一種農地の白地も神奈川県下にあろうかと思いますが、そこを除かれたということのご確認をお願いしたいと思います。

(安藤会長)

よろしいでしょうか。知らない人たちにとっては何をいつているのだというような感じかと思いますが、農業振興地域というのは農業の振興を図るために都道府県が指定する地域で、その中でも特に優良な土地改良事業等を行っているような農地が農用地区域ということになります。我々専門家の間では農用地区域は図面上青色になっているので青地、農振地域ですが、農用地区域になっていないところを白地と呼んでおります。青地白地というのはそういうことを意味しています。それが市街化区域と調整区域との区分だというように勘違いされたりすることがあるので注意が必要です。数学でいうと集合のベン図のような感じですが、非常に細かく入り組んでしまうので、なかなか理解するのが難しいです。

今の質問の趣旨は、かなり良い農地もあるのだけれども、農用地区域に指定されてない農地をどうするかということです。農地を守るという点からいけば別にゾーニング(線引き)に関係なく政策を実施しなければならないと思いますが、非線引区域内の農地、あるいは農業振興地域外(調整白地)と書いてありますが、これが平成28年の面積、参考資料1の左側を読んでいるのですが、2,463haもあります。これについてどう考えているのでしょうかという質問だと理解しました。よろしいでしょうか。

(農政課長)

はい、それでは参考資料1を見ていただきたいと思います。今、会長の方からご説明いただきましたが、市街化調整区域内につきましては、農業振興地域が指定されており、それ以外が調整白地ということで他にも農地があるのでこの辺をどうするのかという話でございまして、県としましては、農振農用地区域につきましては、まとまりのある集団的な優良な農地であり、農業振興施策事業等の対象地域としています。農用地区域の指定は市町村の業務ですので、特に保全すべき農地として指定することによって、白地等はそちらへの誘導を検討してもらい、そういうことを条例の中で示すことで保全を図っていききたい。そういう考え方です。

(安藤会長)

よろしいですか。農振地域の優良農地は、農用地区域に指定して守るのが本来あるべき姿なので、そうした方向で進めていただきたいという回答だったのですが、どうでしょうか。

(梅津委員)

理念としてはすごく理解できる場所なのですから、末端の市町村の事

務をとる側からすると、昭和 44、45 年でしたか、農用地指定の時期がございまして、その時に市に騙されたという農家の方が非常に多くて、今後第 1 種農地、市としても国の国庫事業等を活用したいというような思いがあったときに農用地指定が 1 つの要件になってこようかと思えます。白地についても何とか整備していくということで農用地の指定を積極的に行いたいという理念はあるのですが、すけれども、いざ農用地指定をしてしまいますとそれに付随して「しないほうが得だよ」という農家の方に多く根付いている思いがある。あと積極的に農用地指定をして整備してくださいという農家の方もいることはおりますので、そのバランスが難しいというように思っているところです。

(安藤会長)

ありがとうございます。なかなか難しい議論になってきておりますけれども、いかがでしょうか。今、農地の話が中心となっておりますが、それだけに限らず、どうでしょうか。ちなみに都市近郊というか、東京周辺ではそういうところ結構多いようです。町田市もかなり農振地域で、農用地区域に指定されていない農地をかなり抱えていて、耕す人もいなくて困っています。そのため町田市は円滑化事業を使って、農地保全を図っています。しかし、やはり最後は基盤整備してくれないとなかなか借り手がつかない状況があります。ただし、人口減少社会になっているにも関わらず、まだ農家は転用機会の意識を捨てきれないというところに問題がある気がしています。これは本来、都市計画サイドの議論かもしれないですね。これ以上の転用はさせないで誘導地域に開発を持って行って解決をしていきたいと思いますという方向でやっていると思います。農政だけではなくて都市計画サイドも勉強しながら話を進めてもらえるといいのではないかと思います。解説のような話になってしまいましたけれどもどうでしょうか。

(二宮副会長)

農地の話ですが、よろしいでしょうか。

(安藤会長)

はいどうぞ。

(二宮副会長)

本当に申し訳ないのですが、改正後の資料 3 ですね、改正の理由のところに書いてありますように、とりわけ生産緑地制度の見直しに伴う今回の改定と認識しています。まず考え方のベースとして、農地を保全していくということは当然賛成でして、そのベースを基に全体的な施策を展開していただきたいというのは当然です。とりわけ我々が兼ねてからお願いしているのは、町の方ですね。生産緑地といった場合に、本県では町には、生産緑地がありませんので、市町村を所管する県という立場で政策を打っていただけるなら、生産緑地が導入されていない行政に対する積極的な導入、このことはぜひこの中にそういうこ

とを読み取れることを入れていただければありがたいですし、必要だなと思います。よろしく願いいたします。

(農政課長)

町に対する生産緑地制度の導入というお話でございますが、なかなか県と市町村との関係の中で、県が市町村に対して何かをやれみたいな形はなかなか難しい状況がございます。そういったこともありまして、県としては、こういった条例改正に向けて、農地保全、これをしっかりやってみようということをお示しすることによって、町の方もこれを一つのきっかけにいただき制度の導入をしていただきたいという思いもこめて、今回改正するというところでございます。

(二宮副会長)

要望としては伝わりました。あと質問なのですが、この特に保全すべき農地のイで、田園住居地域なんですけど、ここに指定された農地は保全もなにも、自由には転用できないというようには理解しているのですが、そこはどうか。

(農政課長)

田園住居地域ですが、この用途地域に指定されると、その地域内の農地については開発等の規制がかかる形になりますので、農地についてはある程度保全されるという制度になります。

(安藤会長)

神奈川県は生産緑地の追加指定を認めないような、そんな方針は出してないですよ。

(農政課長)

はい。

(安藤会長)

これについて認めていない県もあるようです。そうすると「上記以外の市街化区域内農地」のところに追加指定等できない生産緑地はないという理解でよろしいでしょうか。

(農政課長)

そこはそういう農地ではありません。これまでも一部の市において、追加指定等はされてきているという状況です。

(安藤会長)

分かりました。この点については、ちょうど町から来ていらっしゃる委員がおられますので、遠藤委員どうでしょうか。

(遠藤委員)

開成町の遠藤です。今、ご指摘のありましたとおり、県内の市レベルのところ

はほとんど生産緑地に指定されているのですけれども、参考資料の表の生産緑地というところの一番左の説明のところにありますように、開成町はまだその辺の制度は導入していません。この生産緑地で懸念されるのは、冒頭副会長が言われました税制の優遇ということで、生産緑地をやたら指定して、農業者を指定したところで将来、例えば家が建てられないだとか、そういう弊害も出てくることを懸念しているんですね。ですから税制面の優遇のメリットばかりを宣伝して条例改正して、やりましょうみたいなことになると、将来的に納税猶予の問題もそうですけど、問題が出てくるかなと思いつつ、その辺を県の方に指導いただきながら今後対応していきたいと考えています。以上です。

(安藤会長)

ありがとうございます。今のご意見等に何か県からリプライはあるでしょうか。やや専門的になりますが、三大都市圏特定市では生産緑地の指定を受けないと相続税納税猶予制度が受けられないことになっています。この縛りは三大都市圏特定市に限られていますので、相続税の納税猶予制度というのは知らない方もいるかもしれません。この制度を使うと、例えば20億円くらいかかってしまうような税金が5億円くらいまで下がる。5億円でもかなりの金額ですけれども、それくらい相続税を下げる効果を持っています。ただし、三大都市圏特定市以外の町の場合には生産緑地の指定を受けなくとも相続性の納税猶予を受けることが可能です。そのため生産緑地をうけるインセンティブがなかなか働きません。そうした中でどうやって生産緑地の指定を受けてもらうのかというのが問題となってきます。生産緑地の指定を受けると固定資産税はかなり安くなります。その点はメリットなのですが、転用を期待している方々からすれば自由に転用できなくなるのでその必要はないということになりますし、自治体側からしても、固定資産税の収入が減りますので、生産緑地の指定を積極的に進めるといふことにもなりにくい面があります。もちろん地方交付税での補填措置もあるのですが、財政力があるところにはそうした措置もないということで、その辺りですね自治体の運営からしてもなかなか難しいということです。これも解説になってしまいましたが、この問題にはそうした背景があるということです。県の方から何かありますか。

(農政課長)

今、会長にご説明いただいたとおりでございますが、県内33市町村ございますが、そのうち生産緑地制度が導入されているのは、19の市のみです。これは税制上の優遇措置があると言われる特定市ということで指定されておりますので、この19の市については生産緑地制度が導入せざるを得ない状況があるということでございます。その他、都市計画区域が設定されている町が、9つございますが、開成町を始め、9つの町については生産緑地制度を導入されていないと

いうことをございます。町に対する生産緑地制度の導入につきましては、先ほど二宮委員からもお話がありましたように、そういった団体からの要望等も受けている中でございます。先ほどもお答えしましたが、県として直接何か働きかけるというのが難しいような状況です。これから条例改正の作業を進めていきますが、当然、改正作業を進めていくにあたっては市町村、それから団体とも十分意見交換をしながら作業を進めていきたいと考えておりますので、現段階は基本的考え方ということで今日お示しさせていただきました。これで必ずやっていくという予定ではございませんので、色々な意見を聞きながら、内容等につきまして、さらにつめていきたいと考えております。以上でございます。

(安藤会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。補足になります。こちらの参考資料1にかかっている根拠法は都市計画法であり、都市計画サイドの管轄の法律となっているので、その面で難しさはあるかもしれませんね。他はいかかでしょう。どうでしょう。はい、秋本委員。

(秋本委員)

行政あるいは県民として農地を残したいというのは分かります。しかし、私の友人の地域は農振地域ですが、自分たちの後継者がほとんどいない、どうしようという、そういう地域があります。私が思うに、都市農業振興基本法はこれ以上宅地を供給してくれるなということもあってああいう法律ができたと思っているのですが、やはり農地を残したいのであれば後継者対策をどうやって進めるか。今日の資料にも新規参入者何名と載っていますけれど、私は農業者の立場として新規参入はやめたほうがいいというのが考えです。限られた人生でそんなに苦労して農業をやることはない。私は親から引き継いだ農地あるいは設備、機械等々ありますが、それであっても大変な経営を強いられております。それをゼロから始めるわけですから、よほど周りのバックアップがなければ、個人で農業に新規参入するのに私は反対の立場です。法人が参入する。これは収支を度外視して参入しているのがほとんどであろうと思っております。企業イメージの向上とか、そういったところが多いのかなと思いますが、とにかく農地を残したいのであればこの後継者対策を手厚くやってほしいと思っております。以上です。

(安藤会長)

ありがとうございます。後継者を育てないと農地が残らないということですね。特に、都市近郊の農地の価格は高いですから、それを買って新たに農業を始めるということは不可能に近いです。今いる農家の方々の後継者が農業をしてくれない限りは、税金も高いですから相続が発生すれば、農地は売られて消えていくのはやむを得ない。もし農地を本気で残したいのであれば、その農地



を市なり県が買わなければならない。こういう話なのです。これまで緑地面積が足りない部分を農家に農地という形で提供してもらって、ただ乗りしてきたというのが実情だったということです。でも、もうそれが出来なくなったという状況での問題だと思うのですが、後継者対策についてはどうでしょうか。あるいは神奈川県がかなり広いので、川崎・横浜、それから小田原で状況は違うかも知れないですね。法人についても、NPO 法人が農地を守っていく動きもあるようですけれども、そのあたり含めて神奈川県内の地域差も見ながら、後継者対策をどのように考えていらっしゃるのか。この辺りをどなたかご説明いただけるとありがたいです。いかがでしょうか。

(農業振興課長)

後継者というと、自分の家を継いでもらうということになるのですが、今会長がおっしゃいましたが、広く担い手ということになりますと、横浜川崎の方でも結構農業をやりたいという方がおられます。しかし、実際に横浜川崎でまとまった土地が確保できるかというところが非常に難しく、場合によっては県内で転居をして、県の西の方に、あるいは北の相模原には比較的農地があり、参入しやすい状況がございます。そういったことまでして参入する方もおられます。最近では横浜川崎ではなく、他の地域、秦野とか相模原とかあるいは藤沢あたりにも大分入るようになってはいますが、横浜川崎に住まいがありながらという方がやはり課題になっているという状況にあります。今後、生産緑地の活用も含めて、貸し借りの制度も変わってきますので、また新しい動きがあればと思っています。経営の方は色々な取組がございますので、普及事業等でサポートしていきたいと思っています。

(安藤会長)

よろしいですかね。なにかもう少しあれば。

(秋本委員)

後継者対策という面では、なかなか決定打というのがないのは承知しております。ですが、やはり本気で参入したいというそういった意思のある方には、資金だけではなく、色々なバックアップをお願いしたい。例えば廃業した農家たちの使っていた設備、機械等を融通するといった仕組みも、新規参入者には非常に助かると思っておりますし、他にも考えれば色々バックアップの方法はあるのだろうと思っております。

(安藤会長)

ありがとうございます。かなり実践的な話だったと思います。再び町田市の話を出してしまって恐縮ですが、そこも新規就農者が結構いるのですが、彼らが問題だと思っているのが初期投資費用の高さですね、機械がそうです。それからアパートに住みながら農業をされると、農作業する場所がなくて困っ

ています。納屋とか、そういう場所がありません。人がいて農地があればいいかという、実は農家の屋敷地というのはかなり重要な作業所であり、それがないと実際には苦しいということです。作業所も含めた農地の確保というのも新規参入者への初期条件の整備には必要だと、今の秋本さんの話を伺って感じました。ただし、実現するとなると難しいです。高いお金がかかりますし、農地ではないので、借地権などの権利関係が生じる問題ですからね。簡単ではないのですが、そのような議論、問題が、都市周辺ではあると思っております。他いかがでしょうか。左側にお座りの二人の委員からはまだご発言いただけていないですね。では、成田委員、よろしく願いいたします。

(成田委員)

先程のお話の続きになってしまいますが、後継者が育たない様々な課題もありますが、新規参入者の方は、そもそもこの先、農業経営をどうやっていけばいいかと悩まれることもあるかと思えます。

また私が話すと GAP の話になってしまうのですが、そういった農業経営という課題に対して、GAP というのがとても有効的に使われるツールになるというのを、実際に私自身が農業者と一緒に、チームの一員となってグローバル GAP に取り組んで、すごく分かってきました。農水省さんがいらっしゃる前で申し訳ないのですが、GAP の日本語訳は「農業生産工程管理」としているのですが、どうしても「生産工程」のところだけを見てしまう。生産工程だから生産物に対しての視点だけで GAP を捉えてしまうのですが、実際に GAP をやってみると、GAP は農業における事業リスクを含めた農業経営を円滑に行うためのツールなんです。だから生産する過程だけでなく、労働管理や環境保全、もちろん食品安全も入るし、人権保護も入ってくる。その GAP をベースにして、トータル的に自分の農業を考えながら経営に反映していくものなのです。自分の農業を見直したり改善したりして、自分の農業経営をどんどん良くしていく。そのためのツールであるということ、私たちは本当に実感しています。農業には沢山の色々な作業がありますが、農業者が GAP に取り組むことによって新たなアイデアを生み出したり、エネルギー効率なんて今まであまり考えてこなかった様々なことに GAP で気付いて、いかに効率的に、それをいかに農業経営に反映していくか。そういう気づきをたくさん繰り返すことによって、農業経営を成り立たせるためのツールとして GAP を使っていくんだな、というのを自分でやってみてすごく実感しています。だから、既に農業に従事されていらっしゃる方はもちろん、新規就農される方にはぜひ取り組んでいただきたいと思うのです。お金をかけずに GAP に取り組む方法も、私たちは見出していますし、GAP をいわゆる利用して、使い倒して、強くしなやかな農業経営体に進化させて、農業を楽しく、面白くしていくことをぜひ体験して欲しい。実際に農家とやっ

ていて、すごくワクワクするような農業経営も見えてきています。是非 GAP というものの本質をもっと深く知っていただきたい。そして今回、神奈川農業アカデミーで GAP に取り組むと書いてあったので、GAP は農業経営で使っていくツールであると、しっかりと指導できる方には是非講師に入っていただき、これから農業でやっていこうと思っている方へ是非、農業経営という部分で使う GAP をしっかりと伝えていただきたいです。

それで宣伝ではないのですが、グローバル GAP でインデューサープログラムというのが今年から開講されることになりました。これは、グローバル GAP の指導的人材育成のプログラムです。国内だけで通用する資格なのですが、1 回目は大阪で、2 回目は東京で開催するそうです。ぜひ農家さんというよりは、行政を含めた指導する立場の方々にインデューサープログラムを受講していただきたいと思います。農家さんそれぞれの農業経営で GAP を活用してもらうために、インデューサーが導く、というプログラムです。農業法人で経営に携わり、GAP を経営ツールに活用して成功している方がプログラムを作られています。私もこれを受けようと思っています。

私と今、一緒に取り組んでいる農家は、神奈川農業アカデミーの卒業生で、実際に自分が今 GAP に取り組んでいて、感じていることを農業アカデミーの受講者さんたちにお話ししたいというような希望も持っています。実経験を私たちは積んでいます。これからも継続していきます。是非 GAP というものに対して、グローバル GAP、JGAP、ASIAGAP と言うのではなく、また農業者だけでなく、農業に携わる方々みなさんに GAP の本質を本当にしっかり知っていただく、そのような機会をつくっていただきたいです。GAP を通して農業がもっと伸びていく産業になるのではないかなというのを私は本当に実感しています。その辺あたりを考えていただくような施策をお願いしたいと思います。

(安藤会長)

参考資料 2 の上から 5 番目くらいのところでしょうか、今の話の GAP 事業推進事業費というのがあります。施策の方向 1 になると思います。ただこれは、今、食べ物の付加価値をつけるというところに入っているのですが、今、成田委員からご指摘いただいたように、実は違う面も有しています。GAP というのは、それを入れると自分の経営を見つめなおすことにもつながるものです。例えば、別のところで調査したときに、トイレの有無についての問題がありました。トイレは当然衛生上の問題ですが、実は、女性の雇用労働者を雇ったときに、トイレがどこにあるかが重要な話になってきます。結局、お金の問題は重要ですが、そこで働いて幸せになれるかどうか、そういうことを考えざるを得ないということがあり、GAP を入れて、あるいは GAP がひとつのきっかけになると思うのですが、ワークライフバランスも含めた経営を考えていくということになると思います。

それは施策の方向2にもつながるでしょうし、あるいは、有機農業とかエコファーマーというのが施策の方向3にありましたけれども、そういう面も有していると思います。また新規就農者は、そんなに大きな面積を一気にできませんから有機農業からスタートして生産者グループを作って、共同で出荷して、グループとして新規参入者を増やして行く動きが多いようですので、実は環境だけにこの議論を限ることなく、全部相互に関連してくるものだと思っています。事業の実施は、事業の実施で検証していただいていると思うのですが、そうした新しい分野や、新しい領域を意識して動いていただくとずいぶん評価や見方も変わってくると思います。ここに書かれている事業の中身をもう少しブラッシュアップすることができるかもしれないと、そういうご示唆だと思っています。では今の話を受けて、実際の経営者の方からご発言をお願いいたします。

(綱島委員)

今日、資料を見まして、こういうことなんだなと、家では、色々チェックをしてきたのですが、なかなか発言ができないというところです。まず、全体で見て思うのが、今、実際に神奈川の農業を支えているのは、家族経営を行っている農家なのです。お父さん、お母さん、主人、お嫁さん、と4人いればすごく多い感じで、二人でやっていたり、それから、おじいちゃん、おばあちゃんやっています。そういう方たちが、支えている現状があると思います。上の大きな母体としてやっているところはあるけれども、末端まで色々なことが届かないというのが現状ですね。行政の方で色々なところで、やってはいただくけれども、それは末端まで届いていないというのが現実です。ですから、色々なことが国から県へ降りてきて、市町村に降りても、その色々な良いものがどのように下に降りてくるか、どこから情報を得ればいいのかという、現状はホームページを見てください。今は、ペーパーではなくて、農家の人はやはり訪問されたときにこういうものがある、こういう風になっていると口頭で入れていただくのがすごく良いと思うのです。

あと認定農業者の数が神奈川県内、本当に少ないと思います。昨年まで農業委員をやっておりました時に、その認定農業者の数ということで、綾瀬市の場合ですと、36〜7経営体ですけれども、でも、認定を受けているのは、高齢の方ですね。そうすると行政に出す書類があまりにも多くて、なかなかそういうものを書く時間をとるのも難しい。そして、書き方も大変だという。そういうところで、もう認定農業者を取っていても何も意味がない、ただ認定農業者と個人がわかっているだけで、それをうまく使うとか自分にフィードバックしてくるものがない、だからやめてしまう、やめたいということをよく耳にしました。だから、その辺を含めて机上だけのものだけではなく、もっと下の農業者の方に足を運んでいただいて、色々なものを吸い上げていただいて次につながる、農地を残

そうということまで、うまくつなげていただけたらと思うんです。周りが住宅地の中で農業をやると、自分たちは先に農業をやっているんですけども、まわりに新しい方が入ってくると、その新しい方は、現状しか見てくれないので、やはり、やりづらいということが問題です。神奈川県は、東部と西部で本当に色々な問題を抱えていると思いますけども、神奈川県、行政の方は、色々なところで適した内容で、ことを運んでいただければありがたいと思います。

(安藤会長)

ありがとうございました。かなり意味のある示唆的なお話だったと思います。参考資料の2ですけども、これは県が決めたものが実際どのように実施されているかという話なのです。これを例えば現場の方から逆引きしていったらどうなるかということになるかもしれませんね。それから、本当は現場に関係なくて、県と国が苦勞すればいいだけの数字も随分あるかもしれません。それは、それでやっていただいて、我々にとって必要なことは、我々がやればいい。そういう部分も、もしかしたらかなりあるかもしれません。国の政策を見ていると無駄な書類なり、無駄な数字の実績を上げるためにずいぶん苦勞されている面が一部にはあるような気がします。そこで生きて、暮らしている方々にとって必要なものに着目して、シンプルに政策を組み立てていった場合には、結構いらぬものがあるのではないかと思います。

私に与えられた時間、11時30分を回ってしまいました。一応一通り全員の方からお話は伺えたかと思います。

それから、私の方から一点だけ追加になります。先ほど、共生社会という話が冒頭でありました。最近、農福連携が注目を集めています。これだけ人口の多い神奈川県ですから新しい動きが、NPO法人も含めてできる余地が残されているような気がしますし、そういう動きが実はもう、生まれていると思います。そうしたものも今後拾っていくことができればと思っております。事務局からその他何かございますでしょうか。

(農政課長)

特にありません。

(安藤会長)

本日は、私の司会に不手際があり、時間が超過してしまいました。一応皆さんからご意見いただくことができました。この後も審議会はありますので、その時に今日のことも含めて、あるいは、今日は発言しそこなったけど、こういうことはどうでしょうかといったご意見も事務局の方に遠慮なく積極的に出していただければと思います。そのことが、新しい政策、施策、あるいは施策の方向付けにつながってきますので、そうしたものを出していただければと思っています。一応、以上を持ちまして進行を事務局の方にお返しします。ありがとうございました。

いました。

(農政課長)

安藤会長、進行の方ありがとうございました。

—閉会—